

病院統合再編

統合病院の新経営体は平成20年4月1日に設立

●お問い合わせ／市企画調整課企画調整係 ☎26-5704

7月5日の第3回統合再編協議会で、統合病院の経営形態は「一般地方独立行政法人」とすることが決定されました。同時に、新法人は平成20年4月1日に設立することが決定され、今後は、設立に

向けて手続きを進めていきます。地方独立行政法人法の規定で、地方独立行政法人を設立しようとするときは、議会の議決を経て定款を定める必要があります。そのため、統合病院の新法人の定款に

ついて、9月に開催される市議会・県議会に提案する予定です。また、この定款は総務大臣の認可を受ける必要があります。定款に規定する事項は、法律で左記の内容とされています。

さらに、地方独立行政法人の業務実績について評価等を行う「評価委員会」は、市と県で共同設置することが了承され、これについても9月の両議会に規約を提案する予定です。



年	月	新経営体設立関係	基本計画・運用調整・施設整備関係
19年	3月		○基本構想決定【協議会(県知事・市長)】
	4月		○基本計画着手 ●ワーキンググループ設置検討 ●施設計画素案検討
	5月	○経営形態(案)取りまとめ【運営委員会】	○移行期間(平成20年~22年)の運営計画検討
	7月	○経営形態決定【協議会(県知事・市長)】	
	9月	《9月定例会》 ○関係議案提案(法人の定款の議決、評価委員会の共同設置規約)	
	10月	○評価委員会設置 順次開催し、中期目標(案)、業務方法書(案)を審議 ○法人設立準備組織設置[理事会に相当]順次開催し、業務方法書(案)、中期計画(案)、年度計画(案)、諸規程(案)等を検討・設定	○移行期間(平成20年~22年)の運営計画決定 ●施設計画・図面の作成
11月	《11月定例会・12月定例会》 ○関係議案提案(法人への職員引継条列、承継財産決定の議決)	●業務マニュアル確定	
12月			
20年	1月	法人設立認可申請(総務大臣)	○基本計画(案)取りまとめ
	2月	《2月定例会・3月定例会》 ○関係議案提案(中期目標の議決、法人の重要な財産を定める条例、県・市病院事業設置条例改正、関係予算等)	
	3月	○法人設立認可(総務大臣)	○基本計画決定【協議会(県知事・市長)】 ●運用システム試行 ●医療法、診療報酬・保険医療機関廃止手続き
	4月	○法人設立 ●役員任命 ●中期目標指示 ●中期計画認可 ●年度計画受理	●医療法、診療報酬・保険医療機関認可手続き ●診療体系の再配置

地方独立行政法人の定款の項目
1 目的
2 名称【法人名】
3 設立団体
4 事務所の所在地
5 特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別
6 役員の数、任期その他役員に関する事項
7 業務の範囲及びその執行に関する事項【病院名・所在地、業務の範囲・方法】
8 公共的な施設(住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう。)の設置および管理を行う場合にあつては、当該公共的な施設の名称および所在地
9 資本金、出資および資産に関する事項
10 公告の方法
11 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

◆今回の病院の法人化に関しては8に該当する施設はありません。

病院統合再編に関する皆さんの意見を募集します

ご意見は、市企画調整課企画調整係へ ☎26-5704
FAX 26-6914 Eメール
kikaku@city.sakata.lg.jp

出前講座をご利用ください

病院統合再編についての出前講座を行っています。

申し込みは、開催希望日の2週間前までに、直接またはファクシミリ、Eメールでまちづくり推進課地域づくり係へ ☎26-5725
FAX 26-3688 Eメール
machin@city.sakata.lg.jp